



福島原発震災による 放射能汚染被害者援護策の策定 に向けた課題に関する調査研究

Survey and Research for Creating Policy to
Relieve Radiation Survivors Affected by
Fukushima Nuclear Power Plant Disaster of
2011

福島原発震災情報連絡センター

2012.2.18 高木仁三郎基金公開プレゼンテーション

【センターの概要】

- 全国の原発立地自治体・周辺自治体などにおいて、これまで原発の廃止を求めて活動を続けてきた地方議員130名超で構成。
- 3.11の前に「脱原発」を実現することができず、今回の原発震災の責任の一部は私たち自身にもあるのではと考える。



2011年(平成23年)10月25日(火) 13版 総合 26

福島支援に地方議員連携

援護法制定、政府に要請へ

あす連絡会発足

東京電力福島第1原発29都道府県の120議、福島が参加を表明している。援護法は、健康手帳発行と定期的な健康診断、医療費の無償化が柱。28日に国会内で開く設立総会では、現地視察した日本弁護士連合会が援護法制定の意義と課題を報告する。チェルノブイリの現地調査を続けている独協医科大学の木村真三准教授(放射線衛生学)も「広島・長崎―チェルノブイリ―福島」をテーマに講演する。

また、支援活動で得た福島の情報を通じて、福島県が止まったのは福島原発事故が起きたから。福島の人たちを恩返し支援し、

呼びかけ人の松谷氏は「(静岡県御前崎市)の浜岡原発が止まったのは福島原発事故が起きたから。福島の人たちを恩返し支援し、

こちらも学んでいきたい」と話している。

【鈴木直】

【センターの概要】

◎共同代表：佐藤和良・いわき市議

- 「脱原発福島ネットワーク」の世話人として23年間、東電交渉・東電監視を継続。
- 「3・11」以来、東電や国の情報隠しや「棄民化政策」に怒りを強くしながら現地で活動。
- 「市民科学」を実践する立場からいわき市市民放射能測定室立ち上げに貢献。
- 「廃炉に追い込むことができなければ」という痛恨の思いも強くしながら、福島現地の汚染・被害状況や政府の施策の問題点などを全国各地で報告。



↑佐藤市議(2011年3月、いわき市にて)

【センターの概要】

◎共同代表：松谷清・静岡市議



- ・ 柏崎市出身で、地元反対運動とも連携し、浜岡原発反対運動を続け、「浜岡原発止めます訴訟原告団」の共同代表も務める。
- ・ 佐藤和良市議からの要請を受け、3月19日、救援物資を積んでゴーストタウン化したいわき市に入り、いち早く放射能計測をおこない、公表。
- ・ その後も度々現地入りし、放射能測定や非汚染食品の提供を続ける。

2011年3月、松谷市議の働きかけで静岡市からいわき市へ救援物資満載のトラック便が実現→



【センターの概要】



◎共同代表：中山均・新潟市議

- 学生時代から巻原発や柏崎刈羽原発反対運動に関わる。
- 新潟大学・北海道大学・科学技術振興機構などにおいて放射線医学に関わる臨床や研究に携わる。博士(歯学)・日本歯科放射線学会専門医。
- 「3.11」翌日、救援物資を積んでいわき市入り。現地で原発爆発の第一報を聞く。
- 国の放射能汚染基準値に関する検討、福島や新潟の汚染状況などについて分析・公表。

「3.11」発災翌日、いわき市へ(中山)→



【センターの概要】

◎目的と活動

1. 原発震災で強要される汚染と被曝を強いられる人々の「生存権」(憲法25条)を保障し、特に子どもたちの命と健康を守る。
 - (1)非汚染食品の提供、放射能測定器購入などへの支援
 - (2)福島県外への避難・疎開の受け入れの拡大とその制度化の実現
 - (3)「被曝者健康手帳」の発行と定期的な健康診断、医療行為の無償化、社会保障を組み込んだ「(仮)福島原発被曝者援護法」の制定を目指す

【センターの概要】

◎目的と活動

2. 社会や経済、地域のあり方の転換を伴う原発震災 「復旧・復興」の実現

- (1) 100年を超える期間を射程にした自然災害に強いまちづくり、分散型エネルギー、交付金依存からの脱却、一次産業の育成や新たな地域経済、過度なエネルギー依存のライフスタイルからの転換など、市民の暮らしと自治体の新しい姿を目指す
- (2) これらを実現・推進するための法的枠組みの研究

【センターの概要】

◎目的と活動

3. 福島と全国の情報や経験の交流

- (1) 福島の情報発信としての「語り部」、福島の実現に学ぶ活動など、往還運動を進め、脱原発社会実現のため情報や経験の交流を図る
- (2) その他、志を共にする市民運動やNPOなどとの連携や情報交換を進める

【センターの概要】

◎これまでの活動

1. 2011年10月26日 発足集会・学習会

- 木村真三氏がチェルノブイリ現地調査結果により免疫低下・食道炎、心疾患、乳がんなどの増加の実態報告。
- ウクライナの関係者の「被害者意識を捨て国や行政を当てにせず自分たちで問題を切り開くための努力をする必要がある」との指摘を紹介し、福島現地での線量調査で地域の自然条件を熟知する住民自身による汚染調査、「市民科学者」を養成することの意義を強調。



【センターの概要】

◎これまでの活動

2. 2011年11月27日 「福島と全国を結ぶ！自治体議員と市民の交流会」
(いわき市)
3. 2012年1月14・15日 脱原発世界会議に参加
 - 非汚染食材提供、子どもの避難・保養、援護法制定に向けた行動提起と併せ、脱原発首長ネットワークとの連携を提案。



【センターの概要】

◎これまでの活動

4. 2012年1月30日 「福島原発被曝者援護法」制定プロジェクト発足集会
 - 日弁連海渡弁護士より「福島復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法等に関する提案」を受ける。
 - 特に国連人権委員会「国内強制移住に関する指導原則」(1998)における「国内避難民」(武力紛争・暴力状況、人権侵害、人為的災害などにより自らの居住地域から離れることを余儀なくされた者)と位置づける視点を提起。

【この調査研究の背景と必要性】

- 2011年3月11日の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原発事故は未だ収束の目途が立っておらず、原子炉からは大量の放射性物質が大気中や海洋へ放出され、構内では被ばく労働も深刻化している。
- 原発事故時の情報は発災当初から統制され、汚染地域に留め置かれた子どもたちや県民は長期にわたって被曝を強いられ、県外へ避難した多くの人々も困難な生活を余儀なくされている。
- 汚染は福島県にとどまらず、東日本を中心に全国からさらに国境を越えて拡散している事が確認されている。

【この調査研究の背景と必要性】

- 「避難なき除染」に数兆円の国家予算が投入され、広島・長崎の原爆被害調査と全く同じ本質を持つ「治療なき調査」=「県民健康管理調査」が始められるなど、政府が棄民化政策を続けている。
- その中で、被曝を受けた、あるいはその可能性のあるすべての人々の命と健康を守ることは、極めて重要であり、事故後やがて1年を迎えようとする中で、その具体的な施策の実現は緊急の必要性がある。
- 被災地域への支援は民間レベルでも取り組みが展開されている。しかし長期にわたる健康被害の可能性を考えれば、「生存権」を国や自治体の責務として位置づけ、公的な施策として確立する必要がある。

【この調査研究の概要】

- チェルノブイリ事故被害地域における被害の実態、旧ソ連下で展開された被害対策の実情とその成果・課題・問題点等を調査。
- 福島原発事故による放射能汚染実態を分析。
- 1945年の広島・長崎原爆被曝者援護法とその成果や課題について、日弁連担当者と協議しながら整理。
- これらの実態調査の成果を、福島原発震災被曝者を対象にした「福島原発震災被曝者援護法(仮)」をはじめ、被曝した可能性のあるすべての人たちの生存権を守るための制度設計や法案整備に役立てる。

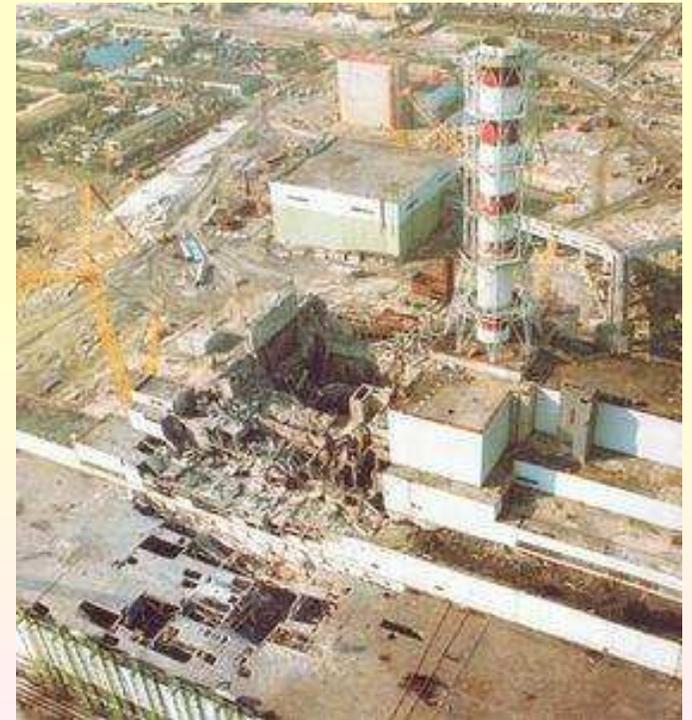
【協力団体・個人】

- 自治体議員政策情報連絡センター
(代表:上原公子・前国立市長)
- 日弁連(担当:秋元理匡・日弁連原子力問題プロジェクトチーム事務局長など)
- 木村真三(独協医大准教授)氏
など

【調査研究計画】

1. チェルノブイリと福島

- チェルノブイリ事故地域を訪問し、被害の真の実態、汚染地域からの移住や日汚染食品の提供・医療・生活支援など、旧ソ連下で展開された政策の実情とその成果・課題・問題点等に関する実態調査を行なう。
- これを今回の福島原発震災による被害調査や具体的な市民ニーズの把握と併せて、被曝者支援のために必要な課題を洗い出す。



【調査研究計画】

2. 広島・長崎と福島

- 広島・長崎原爆被害者は、ABCC(現在の放影研)による「治療なき調査」の後12年間放置され、「医療法」が制定されたのは1957年。
- その間、GHQと政府によって被害は隠蔽され、被爆者は差別の中で生き、他の病名をつけられたまま多くの方が死亡した。
- 1994年、被爆者援護法が制定。その成果や課題についても日弁連担当者や被爆者団体と協議しながら整理する。
- 今回も加害者が保護され、被害者を棄民化する兆しが明確になりつつある。



【調査研究計画】

3. 「公害」と福島（申請後にあらたに追加）

- たとえば水俣病では、加害責任が曖昧にされ、被害の全容が明らかになっていないにもかかわらず、被害者の線引き（「認定」制度）、被害の過小評価が行なわれてきた。
- これらの教訓を「福島」に活かす必要がある。被害者団体などからの聞き取り、事例研究から課題を整理する。



【調査研究計画】

4. 制度設計と法案整備

- 特に重要な課題として、「福島原発震災被曝者援護法(仮)」の制定を目指す。
- 被曝者援護法については、「被曝者健康手帳」の発行と定期的な健康診断、医療行為の無償化、手当など社会保障を組み込んだ制度設計を目指す。

【調査研究スケジュール】

2012年4月まで

- チェルノブイリ事故被害実態・被害者支援政策課題調査
- 木村真三アドバイザーおよびメンバー4名程度でキエフなどウクライナを訪問、実態と課題を調査。
- 法制化のための法的研究・調査および成案の作成

2012年8月まで 法制化のため、被害者団体・関係団体・機関からの公聴活動、各党への働きかけと協議

2012年9月頃～年度末まで

- 日弁連や国会議員などの協力を得ながら具体的な法的制度設計に向けブラッシュアップ

2012年12月まで

- 法案化のための国会対策、広報活動

【予算計画】

支出費目	明細・計算根拠など	支出全体の金額	高木基金の助成金を充当する金額	自己資金を充当する金額
旅費・滞在費	ウクライナ訪問(木村+3人)	150万円	70万円	80万円
研修参加費	医療関係学会参加、弁護士会研修会参加など	8万円	3万円	5万円
資料費	医療関係／法律関係資料購入	8万円	2万円	6万円
機材・備品費		万円	万円	万円
会議費	年6回程度	15万円	5万円	10万円
印刷費	報告書100冊、提言書1000部 印刷費	20万円	5万円	15万円
協力者謝礼等	ウクライナ通訳など	25万円	5万円	20万円
外部委託費	木村真三氏への委託(ウクライナ現地調査、委託後報告)	20万円	5万円	15万円
人件費	事務作業	10万円	0	10万円
運営経費	通信費等	15万円	5万円	10万円
その他	雑費、予備費	12万円	0	12万円
合 計		283万円	100万円	183万円

【本提案の意義】

- チェルノブイリや福島原発事故の実態を市民の立場からあらためて検証すると共に、「棄民化政策」に市民の力で立ち向かい、「生存権」を我々自身がかちとる必要性がある。
- 「原発」にからめとられようとしてきた「自治体」を舞台にしなから、それに抗して市民とともに「制度圏」と「運動圏」のはざままで活動してきた自らの責務を痛感しつつ、この研究事業を提案する。

【報告：「(仮称)原発事故被曝者援護法の制定を求める意見書」いわき市議会で採択】

・福島原発事故直後、放射性物質の放出についての正確な情報が、政府からも東京電力からも基礎自治体・住民に全く提供されなかった。そのため、適時・適切な避難措置がとられず、住民の避難が遅れ、放射性物質の拡散方向を知らないまま避難した住民は、多量の放射線被曝をこうむった。

特に、政府は、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の情報を、原子力災害対策特別措置法による防災基本計画に基づき、仮試算した拡散予測図形を関係自治体に知らせることになっているにもかかわらず公表しなかった。これは、災害対策基本法第3条に規定された国の責務に反する措置として、その違法性が国会でも指摘されている。(略)

今、放射性物質の広がりによって、住民は長期の低線量被曝、汚染食品による内部被曝の不安にさらされており、住民の生存権を保障するため、住民の健康管理・被曝量低減に対する対応の強化が強く求められている。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 福島原発事故による住民の健康管理については、国の責任において、特例法として(仮称)原発事故被曝者援護法を制定し、被曝者健康手帳の交付及び定期通院・医療行為の無償化・社会保障などを法的に保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年12月15日